

LIFRE

Legal Information Flash Report from MCLAW

発行: 丸の内中央法律事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1

> TEL:03-3201-3404 FAX:03-3201-3434 URL:http://mclaw.jp email: tsutsumi@mclaw.jp

新国際ビル817区

先の通常国会(6月17日閉会)において成立した法律の中から、改正公益通報者保護法の概要をご紹介します。他に新型コロナの感染拡大により影響を受けた事業者等への支援策の続報です。

◇公益通報者保護法が改正されます。

本年6月12日に公益通報者保護法の一部を改正する法律が公布され、2年以内(令和4年6月まで)に施行されることになりましたので、変更内容についてご紹介致します。

1. 公益通報に関する体制整備の義務化

事業者が公益通報対象事実の調査及び対策に従事する者を定め、公益通報に関する体制整備をすることが義務付けられます(但し、常時使用する労働者数が300人以下であれば努力義務)。体制整備については行政指導や勧告等があり、従わない場合に公表されます。

また、公益通報対応業務に従事した者の守秘義 務が定められ、同義務違反者には刑事罰が科され ます。

2. 保護される通報者の拡大

現在の労働者だけでなく、<mark>退職者や役員も保護</mark> されるべき通報者となります。

3. 通報対象事実の拡大

刑事罰だけでなく<mark>行政罰も通報対象事実に含まれる</mark>ようになります。

4. 外部通報に関する通報者保護要件の緩和

行政機関等に通報する場合、通報対象事実があると信ずる「相当な理由」までなくとも、通報対象事実があると信じ氏名及び住所とともに書面で行政機関に通報した者が保護の対象となります。

報道機関等に通報する場合、勤務先等に通報したのでは情報漏洩の恐れがある場合や、財産的被害(但し回復できない損害等に限る)が生じる場合にも保護の対象となります。

5. 通報者保護内容の明確化

解雇、降格及び減給の制限は改正前も規定されていましたが、退職金の不支給や損害賠償の制限も明記されるようになりました。また、公益通報を理由として解任された役員が損害賠償可能である旨明記されるようになりました。

◆税・社会保険料の猶予、学習環境の整備等に関する給付(新型コロナウィルス感染症対策)

前号、前々号に引き続き、新型コロナウィルス感 染症対策として、税・社会保険料の猶予制度、及び 学習環境の整備等に関する給付をご紹介します。

1.納税の猶予

以下の要件を満たす場合には、納税が1年間猶予され、且つ、延滞税が免除されます。また、担保の提供も不要です。なお、同制度の対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税です。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和

2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入が、前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納税することが困難であること。

2. 厚生年金保険料等の納付の猶予

上記1①②と同様の要件で、厚生年金保険料等の納付の猶予(1年間)を、延滞金無く、無担保で受けることができます。

3. 学生支援緊急給付金

新型コロナウィルス感染症の影響で収入が大き く減少した学生に対し、一定の額の給付金が支給 される制度です。

各学生が、自身の在籍する大学等に申請を行い、 大学等がこれを審査して、対象学生のリストを日本学生支援機構に提出します。同機構は、リスト に基づいて、国から支給された補助金を各学生に 支給します。

主な支給要件は次の通りです。

- ①家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること。
- ②新型コロナウィルス感染症拡大の影響で、その 収入が大幅に減少していること。
- ③既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること
- *各要件の詳細については、<u>文部科学省のHP</u>をご参照下さい。

4. 小学校休業等対応助成金

令和2年2月27日から9月30日までの間に、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に有給休暇を取得させた事業主に対し、助成金を支給する制度です。

具体的には、日額最大1万5000円を上限として、 対象労働者に対して支払った賃金の全額が支払わ れます。

*令和3年3月31日までに取得された休暇については、支給上 限額が8,330円となりますので、ご注意下さい。

(友成、門屋)

法務トピックス

◇改正労災保険法(令和2年9月1日施行)

副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、<mark>複数事業</mark> 労働者の労働環境を整備する観点から、労災保険法が次 のとおり改正されます。

- ①全ての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に労災保険 給付額等を決定(従来は、災害が発生した勤務先の賃 金額のみ)
- ②それぞれの勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価して労災認定できない場合は、すべての 勤務先の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断(従来は、それぞれの勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断)